



大津市公報

令和4年6月1日
号外(第30号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則

- 64 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則…………… 1
- 65 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 66 大津市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 67 大津市児童手当法施行細則の一部を改正する規則…………… 2

○ 教 育 委 員 会 規 則

- 13 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則…………… 2

○ 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 7 大津市選挙人名簿及び在外選挙人名簿事務取扱規程の一部改正…………… 2

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第64号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則

大津市補助金等交付規則(平成10年規則第32号)の一部を次のように改正する。

別表第4項の表中小企業退職金共済制度等掛金補助金の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 創業促進事業費補助金 | 新たに事業を開始する者に対し、当該事業の開始当初に要する経費の一部を補助することにより、市内における創業を促進し、もって地域の賑わいの創出及び地域経済の活性化を図ること。 |
| 採用活動支援事業費補助金 | 中小企業者がインターネットを活用して採用活動を行うのに要する経費の一部を補助することにより、中小企業と求職者との間における雇用関係の成立の機会の創出を促進し、もって市内の中小企業の雇用の促進を図ること。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第65号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成21年規則第91号)の一部を次のように改正する。

第29条第24号中「昭和25年厚生省令第52号」の次に「。次号において「省令」という。」を加え、同条に次の1号を加える。

- (25) 省令第16条の6の規定による鑑札の交付及び市町村長への通知に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第66号

大津市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

大津市狂犬病予防法施行細則（平成12年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により法第4条第2項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップ（動物の愛護及び管理に関する法律第39条の2第1項に規定するマイクロチップをいう。）が装着されている場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市児童手当法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第67号

大津市児童手当法施行細則の一部を改正する規則

大津市児童手当法施行細則（昭和56年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第9号とし、第4号の次に次の4号を加える。

- (5) 受給者が日本国内に住所を有しなくなったとき又は他の市町村に転出したとき。
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第834条本文若しくは第834条の2第1項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の7の規定に基づく請求により親権者のいずれの者についても親権喪失又は親権停止の審判がなされているとき。
- (7) 配偶者からの暴力を理由として受給者及び支給対象の児童が当該配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入している場合又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による配偶者の被扶養者となっていない場合であって、当該配偶者に対し配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定に基づく命令が出されているときその他市長がこれに準ずるものとして特に認めるとき。
- (8) 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第3条に規定する所得の額が同令第1条に規定する額（法附則第2条第1項の給付を受けている者にあつては、同令第7条に規定する額）を超えるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月1日

大津市教育委員会
教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第13号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則（平成27年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表瀬田東小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

| | |
|--------------|-------|
| 志賀中学校学校運営協議会 | 志賀中学校 |
|--------------|-------|

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

大津市選挙管理委員会告示第7号

大津市選挙人名簿及び在外選挙人名簿事務取扱規程（昭和57年選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のよう

に改正する。

令和4年6月1日

大津市選挙管理委員会

委員長 北 井 征 暁

第1条中「。以下「令」という。」を削る。

第3条中「(法第30条の8第2項において準用する場合を含む。)」を「又は法第30条の8第1項」に改める。
様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第2条関係)

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 投 票 区 | | 町 名 | |
|-------|--|-----|--|

| | |
|-----|--|
| ページ | |
|-----|--|

| 番 地 | フリガナ 氏 名 | 生年月日 | 性別 | 番号 | | 備 考 |
|-----|-------------|------|----|----|--|-----|
| | | | | 1 | | |
| | | | | 2 | | |
| | | | | 3 | | |
| | | | | 4 | | |
| | | | | 5 | | |
| | | | | 6 | | |
| | | | | 7 | | |
| | | | | 8 | | |
| | | | | 9 | | |
| | | | | 10 | | |
| | | | | 11 | | |
| | | | | 12 | | |
| | | | | 13 | | |
| | | | | 14 | | |
| | | | | 15 | | |
| | | | | 16 | | |
| | | | | 17 | | |
| | | | | 18 | | |
| | | | | 19 | | |
| | | | | 20 | | |
| | | | | 21 | | |
| | | | | 22 | | |
| | | | | 23 | | |
| | | | | 24 | | |
| | | | | 25 | | |
| | | | | 26 | | |
| | | | | 27 | | |
| | | | | 28 | | |
| | | | | 29 | | |
| | | | | 30 | | |

(抄本の表紙)

| |
|--------------------------------|
| <p>選挙人名簿 (抄本)</p> <p>第 投票区</p> |
|--------------------------------|

(抄本の巻末)

| |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>この選挙人名簿の抄本は 年 月 日において選挙人名簿に基づいて調製したものである。</p> <p>大津市選挙管理委員会</p> <p>委員長</p> <p style="text-align: right;">印</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。